**「未来志向型の取引慣行に向けて」に係る自主行動計画のフォローアップ調査**

回答送付先：[**E-mail:research@jisa.or.jp**](mailto:research@jisa.or.jp)

回答期限：令和4年11月24日(木)

対象取引：本調査の対象となる取引は、下請代金支払遅延等防止法の対象となる取引に限らず、役務の提供等の売買取引等、販売先が優越的な地位になり得る取引を幅広く含みます。※[記入要領](https://www.jisa.or.jp/Portals/0/data/torihiki_fu2022_yoryo.pdf)参照

※調査対象時期：本調査は**令和4年10月1日時点での状況**につきお尋ねします。  
※設問の構成は、「基礎情報」「発注側事業者調査票」および「受注側事業者調査票」に分かれています。  
原則、【発注者】【受注者】それぞれのにおいて、両方の調査票に回答いただくものとしますが、【発注者】【受注  
者】どちらか一方の立場での取引のみを行っている場合は、基礎情報と該当する調査票のみご回答ください。

**Ⅰ．基礎情報**

**①．**貴社自身の取引上の地位\*に最も近いものをお答えください。　【単一回答】

\*【例】企業Ａ（完成品メーカー） → 企業Ｂ（1次請）　→　貴社（2次請） → 企業Ｃ（3次請）　… 「2次請」を選択1:

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 完成品メーカー | 2: １次請 | 3: ２次請 | 4: ３次請 | 5: ４次以下の下請 | 6: あてはまるものはない |

**②．**貴社の資本金をお答えください（貴社単独での資本金額）。【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 1,000万円以下 | 21,000万円超5,000万円以下 | 3 5,000万円超3億円以下 |
| 4 3億円超10億円以下 | 5 10億円超100億円以下 | 6: 100億円超 |

**③．**貴社の従業員数をお答えください（貴社単独での従業員数）。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 5人以下 | 2 5人超20人以下 | 3 20人超50人以下 |
| 4: 50人超100人以下 | 5 100人超300人以下 | 6 300人超 |

**④．**貴社の業種をお答えください。【単一回答】※複数ある場合は、売上げが最も多い業種を１つ選んでください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:農業，林業 | 2:漁業 | 3:鉱業，採石業，砂利採取業 |
| 4:建設業（ハウスメーカー） | 5:建設業（ハウスメーカー以外） | 6:食品製造業 |
| 7:飲料・たばこ・飼料製造業 | 8:繊維工業 | 9:建材・住宅設備 |
| 10:パルプ・紙・紙加工品製造業 | 11:印刷・同関連業 | 12:化学産業（製薬産業） |
| 13:化学産業（製薬産業以外） | 14:石油製品・石炭製品製造業 | 15:なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 16:鉄鋼業 | 17:非鉄金属製造業 | 18:金属製品製造業 |
| 19:機械製造業 | 20:電機・情報通信機器 | 21:輸送用機械器具製造業のうち、  自動車・自動車部品製造業 |
| 22:輸送用機械器具製造業のうち、  造船業 | 23:輸送用機械器具製造業のうち、  航空宇宙工業 | 24:その他の輸送用機械器具製造業 |
| 25:電気・ガス・熱供給・水道業 | 26:その他の製造業 | 27:通信業 |
| 28:放送コンテンツ業 | **29:情報サービス・ソフトウェア** | **30:インターネット付随サービス業** |
| 31:トラック運送業 | 32:運輸業，郵便業（ﾄﾗｯｸ運送業以外） | 33:卸売業 |
| 34:小売業 | 35:金融業、保険業 | 36:不動産業，物品賃貸業 |
| 37:学術研究，専門・技術ｻｰﾋﾞｽ業 | 38:広告業 | 39:宿泊業 |
| 40:飲食サービス業 | 41:生活関連サービス業 | 42:娯楽業 |
| 43:教育，学習支援業 | 44:医療，福祉 | 45:廃棄物処理業 |
| 46:自動車整備業 | 47:機械等修理業 | 48:警備業 |
| 49:その他のサービス業 |  |  |

**⑤**パートナーシップ構築宣言\*を公表していますか。　【単一回答】

\*「[**パートナーシップ構築宣言」**](https://www.jisa.or.jp/tabid/890/ItemId/2528/Default.aspx)は、サプライチェーンの取引先（仕入先（発注先）又は販売先）や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1:公表している | 2:公表していない | 3:今後、公表予定 | 4:わからない |

**＜発注側事業者調査票＞**

「発注側事業者調査票」は、貴社が**発注者の立場にある取引の状況**についてお答えください。

「受注側事業者調査票」（P7～）は、貴社が受注者の立場にある取引状況についてお答えください。

**Ⅰ．基礎情報**

**発注側１．**業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門やそれぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員・経営責任者 | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない |  |
| 調達担当者（営業等） | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない | 3:該当部門なし |
| 調達以外の現場担当者  (設計・開発・納品部門等) | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない | 3:該当部門なし |

**Ⅱ．仕入先（発注先）情報**

**発注側２．継続取引のうち、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）**の業種をお応えください。【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:農業，林業 | 2:漁業 | 3:鉱業，採石業，砂利採取業 |
| 4:建設業（ハウスメーカー） | 5:建設業（ハウスメーカー以外） | 6:食品製造業 |
| 7:飲料・たばこ・飼料製造業 | 8:繊維工業 | 9:建材・住宅設備 |
| 10:パルプ・紙・紙加工品製造業 | 11:印刷・同関連業 | 12:化学産業（製薬産業） |
| 13:化学産業（製薬産業以外） | 14:石油製品・石炭製品製造業 | 15:なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 16:鉄鋼業 | 17:非鉄金属製造業 | 18:金属製品製造業 |
| 19:機械製造業 | 20:電機・情報通信機器 | 21:輸送用機械器具製造業のうち、  自動車・自動車部品製造業 |
| 22:輸送用機械器具製造業のうち、  造船業 | 23:輸送用機械器具製造業のうち、  航空宇宙工業 | 24:その他の輸送用機械器具製造業 |
| 25:電気・ガス・熱供給・水道業 | 26:その他の製造業 | 27:通信業 |
| 28:放送コンテンツ業 | **29**:情報サービス・ソフトウェア | **30**:インターネット付随サービス業 |
| 31:トラック運送業 | 32:運輸業，郵便業（ﾄﾗｯｸ運送業以外） | 33:卸売業 |
| 34:小売業 | 35:金融業、保険業 | 36:不動産業，物品賃貸業 |
| 37:学術研究，専門・技術ｻｰﾋﾞｽ業 | 38:広告業 | 39:宿泊業 |
| 40:飲食サービス業 | 41:生活関連サービス業 | 42:娯楽業 |
| 43:教育，学習支援業 | 44:医療，福祉 | 45:廃棄物処理業 |
| 46:自動車整備業 | 47:機械等修理業 | 48:警備業 |
| 49:その他のサービス業 |  |  |

**発注側３．取引金額が最も大きい仕入先（発注先）**との、取引内容についてお答えください。【複数回答可】

|  |
| --- |
| 1:自社が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引 |
| 2:自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引 |
| 3:委託によらない物品やサービスの購入（標準品の購入など） |
| 4:労働者の派遣 |
| 5:その他 |

**発注側４．取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の資本金額**をお答えください。【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 1,000万円以下 | 2: 1,000万円超5,000万円以下 | 3: 5,000万円超3億円以下 |
| 4: 3億円超10億円以下 | 5: 10億円超100億円以下 | 6: 100億円超 |

**Ⅲ．価格決定方法**

**取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。**

**発注側５．**2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。【単一回答】

※一部でも実施した場合は、「実施した」を選択してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1:実施した | 2:実施していない |

**発注側６‐１．**2022年度に適用する**単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況**をお答えください。  
【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. コスト全般の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映した（81～100%） | 2:一部反映した（41～80%） | 3:あまり反映しなかった（1～40%） | 4:反映しなかった（0%） |
| 1. 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映した（81～100%） | 2:一部反映した（41～80%） | 3:あまり反映しなかった（1～40%） | 4:反映しなかった（0%） |
| 1. 原材料価格の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映した（81～100%） | 2:一部反映した（41～80%） | 3:あまり反映しなかった（1～40%） | 4:反映しなかった（0%） |
| 1. エネルギー価格の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映した（81～100%） | 2:一部反映した（41～80%） | 3:あまり反映しなかった（1～40%） | 4:反映しなかった（0%） |

**発注側６‐２．**2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、**労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）**について考慮しましたか。

|  |  |
| --- | --- |
| 1:考慮した | 2:考慮していない |

**Ⅳ．原価低減要請、協賛金等**

**取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。**

**発注側７．**直近１年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請\*を行わないことを徹底できましたか。【単一回答】

\*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:徹底した | 2:徹底していない | 3:原価低減要請は行っていない |

**発注側８‐1．**直近１年間で、仕入先（発注先）に対して、金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供を要請しましたか。  
【単一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

|  |  |
| --- | --- |
| 1:要請した →　8-2へ | 2:要請していない →　9へ |

**発注側８-2．**要請した場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意することを徹底しましたか。【単一回答】

|  |  |
| --- | --- |
| 1:徹底した | 2:徹底していない |

**Ⅴ．支払い条件**

**取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との関係を念頭にお答えください。**

**「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含みます。**

**発注側９．**下請代金を**手形等**で支払っている場合\*、その割合はどれくらいですか。　【単一回答】

　\*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 全て現金払い  →Ⅵ．知的財産等への対応へ | 2: 10％未満 | 3: 10～30％未満 |
| 4: 30～50％未満 | 5: 50％以上 | 6: 全て手形等の支払い |

**発注側10．**下請代金を手形等で支払っている場合\*、**手形等**のサイトはどれくらいですか。　【単一回答】

\*発注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 30日(1ヶ月)以内 | 2: 60日(2ヶ月)以内 | 3: 90日(3ヶ月)以内 |
| 4:  120日(4ヶ月)以内 | 5: 120日(4ヶ月)超 |  |

**発注側11．**現在、**60日を超えるサイトの手形等**を利用している場合\*、サイトを60日以内に変更する予定が  
ありますか。【単一回答】

\*下請振興法に定める振興基準では、「約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。」とされています。

|  |  |
| --- | --- |
| 1: 2024年までに60日以内に変更予定 | 2: 60日以内に変更する予定はない |
| 3: 時期は未定だが、60日以内に変更予定 | 4: 60日を超えるサイトの手形等はない |

**発注側12‐1．**今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止\*を予定していますか。【単一回答】  
\*「約束手形の利用の廃止」は、現金振り込み払いもしくは電子記録債権等の電子的決済手段への移行を指す。

なお、下請振興法に定める振興基準では、「令和8(2026)年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること等に十分留意しつつ、約束手形は出来る限り利用しないように努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するにあたっては、出来る限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。」とされています。

|  |  |
| --- | --- |
| 1:2026年までに利用を廃止する予定 | 2:時期は未定だが、利用を廃止する予定 |
| 3:利用の廃止に向けて検討中 | 4:約束手形の利用の廃止予定はない→12-2へ |
| 5:現在、約束手形の利用はない |  |

**発注側12‐2．発注側12-１で「4:約束手形の利用の廃止予定はない」と回答した方にお伺いします。**

約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。【複数回答可】

|  |
| --- |
| 1:資金繰りがつかないため |
| 2:資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため |
| 3:電子的決済手段を自ら使用することが難しいため |
| 4:取引先（仕入先（発注先）又は販売先）が電子的決済手段に対応しないため |
| 5:電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため |
| 6:販売先から約束手形で支払われるため |
| 7:特に理由はない（これまでの慣習など） |

**Ⅵ．知的財産等への対応**

**発注側13‐１．**直近１年間で、知的財産権等\*を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。　【単一回答】　\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

〈取組〉　仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない/仕入先の知的財産の無断使用を行わない

仕入先の知的財産の対価の否定を行わない/仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない/  
仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない/仕入先の知的財産の流出を行わない

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １:実施した | 2:実施していない　→ 13‐2 | 3:該当する取引がなかった |

**発注側13‐2．発注側13-１で「2:実施していない」と回答した方にお伺いします。**

「実施していない」理由をお答えください。　【複数回答可】

|  |
| --- |
| 1:実施する必要性を感じないため |
| 2:自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため |
| 3:知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からないため |
| 4:その他(      ) |

**Ⅶ．働き方改革への対応**

**発注側14．**直近１年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*1の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せ\*2を生ずることのないように徹底しましたか。　【単一回答】

\*1時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

\*2急な仕様変更、短納期での発注、検収の遅れ、支払決済処理のズレによる入金の遅れ、従業員派遣の要請、発注業務の拡大・営業時間の延長、祝休日出勤の要請等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:徹底した | 2:徹底していない | 3:該当する取引はなかった→17へ |

**発注側15．**貴社が行った働き方改革に関する対応\*の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。  
　【複数回答可】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:特に影響はない | 2:急な仕様変更への対応の増加 | 3:短納期での発注の増加 |
| 4:検収の遅れ | 5:支払決済処理のズレによる入金の遅れ | 6:従業員派遣を要請 |
| 7:発注業務の拡大・営業時間の延長 | 8:祝休日出勤の増加 | 9:その他（     ） |

**発注側16．**直近１年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。　【単一回答】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1:概ね負担した  （81～100%） | 2:一部負担した  （41～80%） | 3:あまり負担しなかった  （1～40%） | 4:負担しなかった  （0%） | 5:該当なし |

**Ⅷ．その他**

**発注側 17．**「発注側の立場」となる場合、委託先管理ルール(委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・  
マニュアル等)を策定し運用していますか。

|  |
| --- |
| 運用している 準備/策定中 運用していない |

**発注側 18．**適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。

|  |
| --- |
| 運用している 運用していない |

**発注側 19．**多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしていますか。

|  |
| --- |
| 自粛している 自粛していない |

**発注側 20-1．**貴社においてフリーランス(個人事業主)との取引はありますか。

|  |
| --- |
| ある ない |

**発注側 20-2．**上記質問で「ある」を選択した場合、フリーランス(個人事業主)との取引上の課題などがあればお答えください。

|  |
| --- |
|  |

**＜受注側事業者調査票＞**

「受注側事業者調査票」は、貴社が**受注者の立場にある取引**状況についてお答えください。

**Ⅰ．基礎情報**

**受注側１．**業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門に対し、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底していますか。【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員・経営責任者 | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない |  |
| 調達担当者（営業等） | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない | 3:該当部門なし |
| 調達以外の現場担当者  (設計・開発・納品部門等) | 1:浸透・徹底している | 2:浸透・徹底していない | 3:該当部門なし |

**Ⅱ．販売先情報**

**受注側２．継続取引をしている販売先のうち、取引金額が最も大きい販売先**の業種を回答ください。【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:農業，林業 | 2:漁業 | 3:鉱業，採石業，砂利採取業 |
| 4:建設業（ハウスメーカー） | 5:建設業（ハウスメーカー以外） | 6:食品製造業 |
| 7:飲料・たばこ・飼料製造業 | 8:繊維工業 | 9:建材・住宅設備 |
| 10:パルプ・紙・紙加工品製造業 | 11:印刷・同関連業 | 12:化学産業（製薬産業） |
| 13:化学産業（製薬産業以外） | 14:石油製品・石炭製品製造業 | 15:なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 16:鉄鋼業 | 17:非鉄金属製造業 | 18:金属製品製造業 |
| 19:機械製造業 | 20:電機・情報通信機器 | 21:輸送用機械器具製造業のうち、  自動車・自動車部品製造業 |
| 22:輸送用機械器具製造業のうち、  造船業 | 23:輸送用機械器具製造業のうち、  航空宇宙工業 | 24:その他の輸送用機械器具製造業 |
| 25:電気・ガス・熱供給・水道業 | 26：その他の製造業 | 27:通信業 |
| 28:放送コンテンツ業 | 29:情報サービス・ソフトウェア | 30:インターネット付随サービス業 |
| 31:トラック運送業 | 32:運輸業，郵便業（ﾄﾗｯｸ運送業以外） | 33:卸売業 |
| 34:小売業 | 35:金融業、保険業 | 36:不動産業，物品賃貸業 |
| 37:学術研究，専門・技術ｻｰﾋﾞｽ業 | 38:広告業 | 39:宿泊業 |
| 40:飲食サービス業 | 41:生活関連サービス業 | 42:娯楽業 |
| 43:教育，学習支援業 | 44:医療，福祉 | 45:廃棄物処理業 |
| 46:自動車整備業 | 47:機械等修理業 | 48:警備業 |
| 49:その他のサービス業 |  |  |

**受注側３．取引金額が最も大きい販売先は、**貴社と同じ業界団体に所属していますか。　【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １:所属している | 2:所属していない | 3:わからない  （自社が業界団体に所属していないを含む） |

**受注側４．取引金額が最も大きい販売先**の取引内容をお答えください。【複数回答可】

|  |
| --- |
| 1:販売先が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託）の取引 |
| 2:販売先が使用する物品、設備、サービスの委託取引 |
| 3: 委託によらない物品やサービスの販売（標準品の販売など） |
| 4:労働者の派遣 |
| 5:その他 |

**受注側５．取引金額が最も大きい販売先の資本金額**をお答えください。【単一回答】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 1,000万円以下 | 2: 1,000万円超5,000万円以下 | 3: 5,000万円超3億円以下 |
| 4: 3億円超10億円以下 | 5: 10億円超100億円以下 | 6: 100億円超 |

**受注側６．****取引金額が最も大きい販売先は、**パートナーシップ構築宣言を公表していますか。　【単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1:公表している | 2:公表していない | 3:今後、公表予定 | 4:わからない |

**Ⅲ．価格決定方法**

**受注側７．**2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれましたか。【単一回答】

|  |  |
| --- | --- |
| 1:応じてくれた | 2:応じてくれていない |

**受注側８．**販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の４つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④その他の費用）、費目ごとの原価・コストに占める割合はどの程度でしょうか。

【各項目の合計が100％となるようにご回答ください。各項目の割合はおおよそで構いません。】

【各項目の割合の算出が困難または不明の場合は、「不明」に○を付けてください。】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①労務費 | ②原材料価格 | ③エネルギー価格 | 1. その他の費用 | 合計 |  | ：不明 |
| 約 （     ） ％ | 約 （     ） ％ | 約 （     ） ％ | 約 （      ％ | 100％ |  |

**受注側８‐1．**2022年度に適用する**単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況**をお答えください。  
【各項目単一回答】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. コスト全般の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映された  （81～100%） | 2:一部反映された  （41～80%） | 3:あまり反映されなかった  （1～40%） | 4:反映されなかった  （0%） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映された  （81～100%） | 2:一部反映された  （41～80%） | 3:あまり反映されなかった  （1～40%） | 4:反映されなかった  （0%） |
| 1. 原材料価格の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映された  （81～100%） | 2:一部反映された  （41～80%） | 3:あまり反映されなかった  （1～40%） | 4:反映されなかった  （0%） |
| 1. エネルギー価格の変動の価格反映状況 | | | |
| 1:概ね反映された  （81～100%） | 2:一部反映された  （41～80%） | 3:あまり反映されなかった  （1～40%） | 4:反映されなかった  （0%） |

**受注側８‐２．**2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、**労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）**について考慮されていましたか。【単一回答】

|  |  |
| --- | --- |
| １:考慮されている | 2:考慮されていない |

**受注側９．**コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、貴社は、**直近１年間**で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行いましたか。【単一回答】

|  |  |
| --- | --- |
| 1.販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた | 2.販売先に協議を申し入れたが、協議を行うことができなかった |
| 3.販売先に協議を申し入れる必要がなかった | 4.販売先に協議を申し入れることができなかった |
| 5:その他（      ） | |

**Ⅳ．原価低減要請、協賛金**

**取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。**

**受注側１０．**直近１年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請\*を受けたことがありますか。【単一回答】

\*目標数値のみを提示しての要請、要請に応じることを発注継続の前提と示唆しての要請、文書や記録を残さない形での要請等

|  |  |
| --- | --- |
| １:受けたことがある | 2:受けたことはない |

**受注側11‐1．**直近１年間で、販売先から下請代金以外の金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供を要請されましたか。  
【単一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

|  |  |
| --- | --- |
| 1:要請された → 11-2へ | 2:要請されていない → 12へ |

**受注側11-2．受注側11-１で「1:要請された」と回答した方にお伺いします。**

下請代金以外の金銭、役務その他の経済上の利益\*の提供要請に際し、明確な負担額・算出根拠・使途・提供条件にて販売先と協議し、納得のうえ書面により合意しましたか。【単一回答】

\*協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品又はサンプルの作成要請等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:要請に納得したうえで合意した | 2:要請に納得しないまま合意した | 3:要請に応じなかった |

**Ⅴ．支払い条件**

**取引金額が最も大きい販売先との関係を念頭にお答えください。**

**「手形等」は、約束手形、一括決済方式（ファクタリング）及び電子記録債権を含みます。**

**受注側12．**下請代金を手形等で受け取っている場合\*、その割合はどれくらいですか。　【単一回答】

\*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 全て現金払い  →Ⅵ．知的財産等への対応へ | 2: 10％未満 | 3: 10～30％未満 |
| 4: 30～50％未満 | 5: 50％以上 | 6: 全て手形等の支払い |

**受注側13．**下請代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。　【単一回答】

\*受注金額により支払条件が異なる場合、手形等の支払割合が多い取引を想定して回答ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1: 30日(1ヶ月)以内 | 2: 60日(2ヶ月)以内 | 3: 90日(3ヶ月)以内 |
| 4: 120日(4ヶ月)以内 | 5: 120日(4ヶ月)超 |  |

**受注側14．**直近１年間で、支払い条件の変更\*又は協議を行ったことにより、**不利益（取引価格の据え置きや割引手数料相当額の減額等）が発生しましたか**。【単一回答】

\*約束手形の利用廃止、支払いの現金化、手形等の支払いサイト短縮

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:発生した | 2:発生しなかった | 3:支払い条件の変更又は協議はなかった |

**Ⅵ．知的財産等への対応**

**受注側15‐1．**自己の保有する知的財産権等\*について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っていますか？　【単一回答】

\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1:実施中→16へ | 2:実施予定→15‐2へ | 3:未実施→15‐2へ | 4:所有する知的財産権等はない→17へ |

## **受注側15‐2．受注側15-1において、「2:実施予定」「3:未実施」と回答した方にお尋ねします。**

## 実施していない理由をお答えください。　【複数回答可】

|  |
| --- |
| 1:知的財産権等は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため |
| 2:知的財産権等の取扱いを定めるに当たって販売先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示され  る等、販売先と十分に協議を行うことができていないため |
| 3:知的財産権等に関する取扱の明確化のための具体的な手法が分からないため |
| 4:その他（      ） |

**受注側16．**直近１年間で、知的財産権等\*の取引において販売先から受けたことのある行為について、あてはまるものを選んでください。【複数回答可】

\*知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1:特になし | 2:知的財産の無断使用 | 3:知的財産の対価の否定 |
| 4:販売先に一方的に有利な内容の契約 | 5:不当な知財の帰属 | 6:知的財産の流出 |
| 7:知的財産の提供の強制 | 8:選択肢2～7以外の行為  （具体的な内容：      ） | |

**Ⅶ．働き方改革への対応**

**受注側17．**直近１年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応\*の結果、受けた影響についてあてはまるものを選んでください。　【複数回答可】

\*　時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

|  |  |
| --- | --- |
| 1:特に影響はない | 2:急な仕様変更への対応の増加 |
| 3:短納期での発注の増加 | 4:検収の遅れ |
| 5:支払決済処理のズレによる入金の遅れ | 6:従業員派遣を要請 |
| 7:発注業務の拡大・営業時間の延長 | 8:祝休日出勤の増加 |
| 9:その他（      ） | |

**受注側18．**直近１年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応\*の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業（販売先）が負担しましたか。　【単一回答】

\*　時間外労働の上限規制に関する対応、年次有給休暇の時季指定に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 1:概ね販売先が負担した（81～100%） | 2:一部販売先が負担した（41～80%） | 3:あまり販売先は負担しなかった（1～40%） | 4:販売先は負担しなかった（0%）※貴社が負担した | 5:該当なし |